

役員名簿

チャイルドラインあおもり

旧役員			新役員		
役名	氏名	備考	役名	氏名	備考
理事	石橋 修	退任	理事	小野 昇平	新任
理事	木村 豪臣	退任	理事	工藤 智子	
理事	工藤 智子		理事	砂川 侑花	新任
理事	工藤 正之	退任	理事	佐藤 綾子	
理事	佐藤 綾子		理事	下山 洋雄	
理事	下山 洋雄		理事	杉本 陽子	
理事	杉本 陽子		理事	須藤 充弘	
理事	須藤 充弘		理事	柘植 秀通	
理事	柘植 秀通		理事	深作 拓郎	新任
理事	宮崎 秀一		理事	宮崎 秀一	
監事	本間 史祥		監事	本間 史祥	
監事	村川 みどり		監事	村川 みどり	

(2023年度～2024年度 ※次回改選は2025年度)

※理事定数：15名以内

※理事の互選：代表理事2名以内、副代表理事3名以内

顧問：伊藤 道雄、最上 和幸、田名場 忍 相談役：鳴海 明敏

代表理事：柘植 秀通、須藤 充弘

副代表理事：宮崎 秀一、小野 昇平、杉本 陽子

チャイルドラインあおもり 会則

(名称)

第1条 この会は「チャイルドラインあおもり」といいます。

(目的)

第2条 この会は、認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センターの正団体会員として「チャイルドラインガイドライン」を遵守し、県内各拠点の連携強化や連絡調整を図りながら、子どもの“心を聴く”電話である「チャイルドライン」の活動を実施するため、青森県内に子どもからの電話を受ける場所である「ライン室」を常設することで全国フリーダイヤル 0120-99-7777 の運営に参加するとともに、青森県内で「チャイルドライン」に対する理解と支援を広める活動に取り組むことで、チャイルドラインの社会的認識を高め、電話から見える子どもたちの状況を社会に伝えていくことを目的とします。

(事務所)

第3条 この会の事務所は青森市内に置きます。

(活動)

第4条 この会は次の活動に取り組みます。

- (1) 常設チャイルドラインの運営
- (2) 会員間の連絡・調整を図り、組織としてより良い発展をするための活動
- (3) 運営スタッフや電話の受け手・支え手などを育成する講座や、財政確保に対する活動
- (4) チャイルドラインの社会的認識を高め、電話から見える子どもたちの状況を青森県内で子どもに関わる活動をしている人々に伝えるための活動
- (5) 認定 NPO 法人チャイルドライン支援センターの主催する会議や研修への参加
- (6) 子どもに関わる行政、各種団体、企業等のネットワークを形成するための活動
- (7) その他会員が必要とする活動

(会員)

第5条 1 この会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができます。

2 会員には次の区分があります。

- (1) 正会員 会の活動に参加する個人で、総会に出席し議決をすることができます。
 - (2) 賛助会員 会の目的に賛同する個人、団体、企業で、ライン室での活動を除く一部の活動に参加することはできますが、総会に出席して議決をすることはできません。
- 3 会員は退会届を代表に提出し任意に退会することができます。また、会費を継続して2年以上未納の場合は退会とします。
- 4 入会規程は別に定めます。

(会計年度および会費)

第6条 4月から翌年3月までを会計年度とし、総会において定める会費を納入するものとします。

- (1) 正会員 3,000円とし、3,000円を超える額を納入の場合は寄付金とします。
- (2) 賛助会員 個人2,000円、団体・企業10,000円とし、この額を超える金額を納入した場合は寄付金とします。

(会議)

- 第7条
- 1 本会の会議は、総会、理事会とします。
 - 2 総会は毎年会計年度終了後90日以内に開催します。
 - (1) 議決する内容

ア	前年度の活動・会計・監査報告
イ	新年度の活動・予算計画
ウ	役員を選出
エ	会則の変更
 - (2) 臨時総会は理事会の決議により開催します。
 - 3 理事会は総会の活動計画に基づく活動を行うために、随時開催します。
 - 4 会員への連絡・報告は主に電子メール、SNS等(加筆)を利用して行います。
 - 5 会議における議決事項は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する所とします。

(役員)

- 第8条
- 1 会の運営を円滑に行うため、総会で選出される次の役員をおきます。
 - (1) 理事 15名以内
 - (2) 監事 2名
 - 2 理事の中から互選により代表理事と副代表理事を選任します。
 - (1) 代表理事 2名以内 この団体を代表し、その業務を統括します。
 - (2) 副代表理事 3名以内 代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
 - (3) 常務理事 2名以内 代表理事や副代表理事を補佐し、理事会の執行方針をもとに担当する業務を掌理します。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任されることができます。役員が辞任しまたは任期満了となった場合でも後任者が就任するまではその職務を行うものとします。
 - 4 本会には、代表理事が委嘱する顧問、相談役を置くことができます。
 - 5 役員の詳細な職務規定は別に定めます。

(事務局)

- 第9条
- 1 会の運営にかかる連絡調整のため、事務局を置きます。
 - 2 代表理事は会員から事務局長を任命します。事務局長は本会の総務と会計を統括します。
 - 3 代表理事は会員から事務局員を若干名任命し事務局を構成します。
 - 4 事務局員は事務局長の指示を受けて、主に以下の業務などを分担して行います。
 - ・ライン室の開設
 - ・新しい受け手・支え手の養成
 - ・ライン室の統括
 - ・継続研修、支え手研修等の実施
 - ・県内のライン室間の連絡調整
 - ・カード、ポスターの配布
 - ・イベント等への参加ならびに開催
 - ・会報の作成ならびに発行
 - ・青森県の子どもたちからの電話の分析
 - ・本会で受けた電話の分析
 - ・体制安定に向けた助成金等の申請
 - ・地域の他団体、行政機関との連絡調整
 - ・チャイルドライン支援センターや対外機関における窓口
 - 4 会員への連絡・報告は主に電子メールやSNS等を利用して行います。

(プロジェクトチーム)

第10条 必要に応じて会員および会員以外から希望者を募り、会の目的を推進するための活動を行うことを理事会で決議することができることとします。

(ライン業務上の役割)

第11条 受け手、支え手およびその他の運営スタッフの役割は別に定めます。

附則

平成19年3月23日 「チャイルドラインあおもり準備会」会則制定

平成19年6月15日 「チャイルドラインあおもり」会則制定

平成20年8月1日 会則改正 (事務所移転)

平成21年4月18日 会則改正 (常設団体申請)

平成22年5月15日 会則改正 (運営委員枠数、事務所変更、会費改訂)

平成22年5月15日 会則改正 (県内3分室体制)

平成25年5月26日 会則改正

平成27年5月30日 会則改正 (3分室体制の見直し)

平成28年5月21日 会則改正

平成29年6月11日 会則改正 (事務所移転、組織体制の大幅見直し)

令和3年6月19日 会則改正 (事務所移転、分室体制の大幅見直し)